

■大型・せともの・有害危険ごみの収集日(年3回)

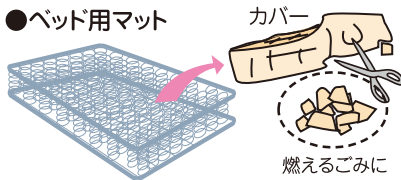
北小校区 (更屋敷を除く)	神小校区 (下宮・福井・新和・川西・前田を除く)	下小校区 (下宮・福井・新和・前田を含む)	南小校区 (川西・前田・更屋敷を含む)
4月・9月・12月の 第1水曜日	4月・9月・12月の 第2水曜日	4月・9月・12月の 第3水曜日	4月・9月・12月の 第4水曜日

大型ごみ

家具類・自転車・家電リサイクルが義務づけられていない大型家電

※収集を効率よく行うため、家具などの大型ごみはできる限り分解してください。

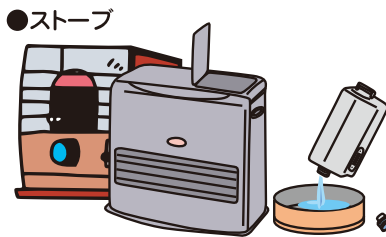
●ベッド用マット



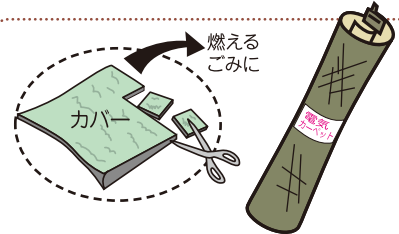
表面のカバーを外し、フレームとスプリングだけにして、できる限り分解してから出してください。
カバーは50cm角以下に切って燃えるごみに出してください。

フスマはそのままでは出せませんので、分解してください

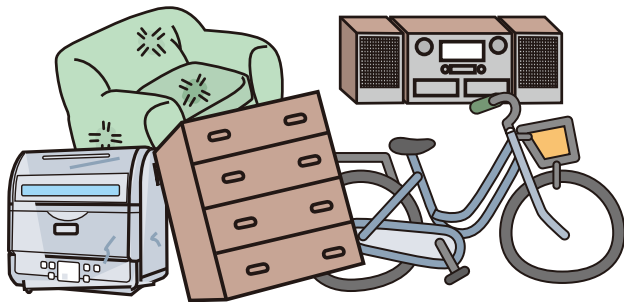
●ストーブ



必ず灯油を抜いてから出してください。
(灯油が残っていると火災事故の原因になります)

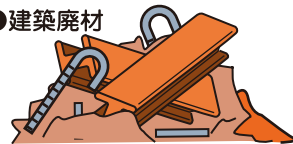


カバーと本体分解型は、カバーは50cm角以下に切り、燃えるごみに、本体はまとめて出してください。
「電気カーペット」と貼り紙をしてください。
(電気毛布も同じです)

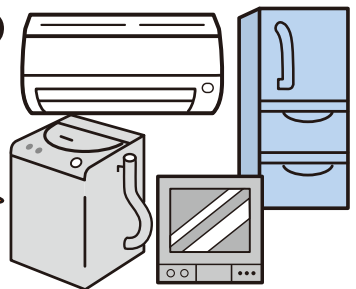


❌ 出せないもの

●建築廃材



- 洗濯機 ●テレビ ●エアコン
- 冷蔵庫 ●衣類乾燥機



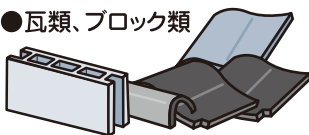
せともの

●茶碗 ●どんぶり等



❌ 出せないもの

●瓦類、ブロック類



最終処分場への搬入

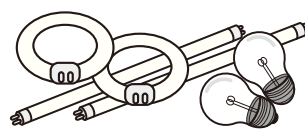
せとものは、少量(両手で抱えて持てる程度まで)であれば、直接町の最終処分場に搬入できます。
詳しくは7ページへ

有害危険ごみ

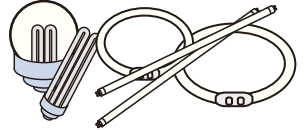
各種乾電池・蛍光灯・電球・体温計・温度計

※蛍光灯は、中身の有害ガスがもれないように割らずにそのまま出してください。割れたものは、それだけでまとめてください。

蛍光灯を分別してください。

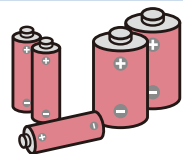


●白色直管・環型蛍光灯



●電球型蛍光灯・スリム管等

※乾電池は、他の雑類などに混ぜないでまとめて有害ごみに出してください。



資源化ごみの抜き取りを発見したら 資源の抜き取り行為は犯罪です!!

町民の皆さんが、集積所に出した資源化ごみを町または町が指定する事業者等以外の者が収集、運搬をする行為は条例で禁止されています。

抜き取り、持ち去り行為を発見した場合は、「発見した時刻と場所」「車のナンバー」などを住民環境課までお知らせください。

町も巡回パトロールをするなど取締りを強化していきます。

問い合わせ 住民環境課 (TEL27-3111)

